

OSE・TOCOM 指数に係る各種方針書の改定等に関する
指数コンサルテーションの実施について

株式会社 J P X 総研（以下「J P X 総研」という。）は、株式会社大阪取引所が開設する市場における先物取引等の価格若しくは株式会社東京商品取引所が開設する市場における先物取引等の価格又はその両方に基づいて計算される指数（以下「OSE・TOCOM 指数」という。）に係る各種方針書の改定等について、下記のとおり指数コンサルテーションを実施します。

記

1. 提案の内容

現在、J P X 総研が算出する株価指数については、証券監督者国際機構（IOSCO）の「金融指標に関する原則」をはじめとする各種ルールを遵守した指数運営を行っております。また、これらを踏まえて各種方針書を整備するとともに、指数算出に当たって、独立性やプロセスの公平性を更に高めるため、「指数コンサルテーション」等の各種枠組みを設けております。

J P X 総研において OSE・TOCOM 指数の算出を開始した 2023 年 4 月 3 日以降、同指数についても株価指数と同等のガバナンス体制の整備を進めてきているところ、この度、別紙 1 から別紙 5 のとおり、方針書を改定等することを提案します。

2. 方針書の改定等の概要

(1) J P X 総研指数算出に係る方針書

東証指数の算出上の総括的な方針を定めた「東証指数算出に係る方針書」につき、「J P X 総研指数算出に係る方針書」に名称を変更したうえで、OSE・TOCOM 指数に関しても同様に方針を定めるための改定を行います。

新	旧
(目的) 第 1 条 <u>J P X 総研</u> 指数算出に係る方針書（以下「本書」という。）は、株式会社 <u>J P X 総研</u> （以下「 <u>J P X 総研</u> 」という。）が算出する株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が開設する市場に上場する株券、REIT 又はインフ	(目的) 第 1 条 <u>東証</u> 指数算出に係る方針書（以下「本書」という。）は、株式会社 <u>JPX</u> 総研（以下「 <u>JPX</u> 総研」という。）が算出する株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が開設する市場に上場する株券、REIT 又はインフラファン

新	旧
<p>ラファンド等の価格に基づいて計算される株価指数（以下「東証指数」という。）並びに株式会社大阪取引所（以下「OSE」という。）が開設する市場における先物取引等の価格若しくは株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）が開設する市場における先物取引等の価格又はその両方に基づいて計算される指数（以下「OSE・TOCOM指数」といい、東証指数及びOSE・TOCOM指数を総称して「JPX総研指数」という。）について、指数算出上の総括的な方針を定めることを目的とする。</p>	<p>ド等の価格に基づいて計算される株価指数（以下「東証指数」という。）について、指数算出上の総括的な方針を定めることを目的とする。</p>
<p>（ガバナンス） 第3条 <u>JPX総研指数</u>については、<u>指数業務に精通し十分な専門知識を有する者により構成される、JPX総研の日次の指数運営に関する会議（以下「指数運営会議」という。）において、指数算出業務に関するモニタリングが実施されている。また、指数の算出に当たり判断を要するものについては、指数運営会議にて協議することにより判断の一貫性が保たれている。</u></p>	<p>（ガバナンス） 第3条 <u>東証指数</u>については、<u>JPX総研の日次の指数運営に関する会議（以下、「指数運営会議」という。）において、指数算出業務に関するモニタリングが実施されている。また、指数の算出に当たり判断を要するものについては指数運営会議にて協議することにより、判断の一貫性が保たれている。</u> <u>指数運営会議は、指数業務に精通し、十分な専門知識を有する者により構成される。</u></p>
<p>（<u>極端な市場環境下におけるOSE・TOCOM指数の指数値の計算</u>） 第4条の2 <u>JPX総研は、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由により、OSEが開設する市場若しくはTOCOMが開設する市場又はその両方が終了時間前に閉鎖せざるを得なくなった場合、構成銘柄の清算値段又は帳入値段を採用し、OSE・TOCOM指数の指数値を計算する。</u> 2 <u>JPX総研は、電子計算機の障害又は</u></p>	<p>（新設）</p>

新	旧
<p><u>天災地変その他やむを得ない事由により、OSE が開設する市場若しくは TOCOM が開設する市場又はその両方が売買を中断し、その後システム再立上げにより売買を再開する場合、再開後の構成銘柄の清算値段又は帳入値段を採用し、OSE・TOCOM 指数の指数値を計算する。</u></p>	
<p>(<u>指数の訂正</u>) 第5条 <u>東証指数を訂正する場合の取扱い</u>は「<u>東証指数データ訂正ポリシー</u>」に定めるところによるものと<u>し、OSE・TOCOM 指数を訂正する場合の取扱いは「OSE・TOCOM 指数データ訂正ポリシー」によるものとする。(後略)</u></p>	<p>(<u>東証指数の訂正</u>) 第5条 <u>東証指数を訂正する場合の取扱い</u>については、「<u>東証指数データ訂正ポリシー</u>」に定めるところによるものとする。(後略)</p>
<p>(<u>算出要領の定期的な見直し</u>) 第6条 JPX総研は、市場における<u>構造的な変更の有無について少なくとも1年に1回は検証を実施し、JPX総研指数の算出要領の見直しの要否について検討を行う。</u></p>	<p>(<u>算出要領の見直し</u>) 第6条 JPX総研は、<u>株式市場における構造的な変更の有無について少なくとも1年に1回は検証を実施し、東証指数の算出要領の見直しの要否について検討を実施する。</u></p>
<p>(<u>算出要領の重要な変更</u>) 第8条 <u>算出要領について重要な変更を実施する場合には、社内りん議による決裁を必要とする。この場合、JPX総研は、次条に定める指数コンサルテーションを実施し、広く意見を募ったうえで、変更による影響について検討を行う。また、必要に応じて、JPX総研が指数の利用に関するライセンスを付与した者において想定される影響を意見の聴取等により確認したうえで、変更を行うべきか検討する。</u></p>	<p>(<u>算出要領の重要な変更</u>) 第8条 <u>算出要領について重要な変更を実施する場合には、社内りん議による決裁を必要とする。この場合、JPX総研は第9条に定める指数コンサルテーションを実施し広く意見を募ったうえで変更による影響について検討を行う。また、必要に応じて指数の利用についてライセンスを付与した者に対して想定される影響について意見の聴取等により確認したうえで、算出要領の変更を行うべきか検討する。</u> <u>なお、重要な変更とは、算出要領の変更に伴い指数の構成銘柄やその組入れ比率が変動し、構成銘柄の定期見直し以外のタイミングでパッシブ運用者がリバラ</u></p>

新	旧
<p>2 <u>前項に規定する重要な変更とは、東証指数にあつては、算出要領の変更に伴い指数の構成銘柄やその組入れ比率が変動し、構成銘柄の定期的な見直し以外のタイミングでパッシブ運用者がリバランスを要する変更、指数の構成銘柄の選定方法の変更、コーポレートアクションの取扱いの変更及び指数値の計算方法の変更をい、OSE・TOCOM 指数にあつては、指数の構成銘柄の選定方法の変更及び指数値の計算方法の変更をいう。</u></p>	<p><u>ンスを要する変更、指数の構成銘柄の選定方法の変更、コーポレートアクションの取扱いの変更及び指数値の計算方法の変更をいう。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>(指数コンサルテーションの実施)</p> <p>第9条 <u>J P X 総研は、J P X 総研指数の運営等に関する施策の決定に際し、多様な意見を聴取する機会を確保し、プロセスの公平性及び透明性の向上を図ることを目的として、指数コンサルテーションを実施する。(後略)</u></p> <p>2 <u>J P X 総研は、次の各号に掲げる事項(第2号に掲げるものについては、東証指数に係る事項に限る。)</u>について決定を行おうとする場合には、指数コンサルテーションにより広く意見を募集するものとする。ただし、当該決定の内容が軽微であると指数運営会議が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(指数コンサルテーションの実施)</p> <p>第9条 <u>東証指数の運営等に関する施策の決定に際し、多様な意見を聴取する機会を確保し、プロセスの公平性、透明性の向上を図ることを目的として、指数コンサルテーションを実施する。(後略)</u></p> <p>2 <u>J P X 総研は、次の各号に掲げる事項について決定を行おうとする場合には、指数コンサルテーションにより広く意見を募集するものとする。ただし、当該決定の内容が軽微であると指数運営会議が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
(利益相反管理)	(利益相反管理)

新	旧
<p>第 11 条 <u>J P X 総研</u>では、市場における<u>価格</u>を用いて、<u>東証指数</u>については<u>東証の指数算出システム及び相場報道システム</u>において、<u>OSE・TOCOM 指数</u>については<u>OSE 及び TOCOM のデリバティブ取引を行うための売買システム</u>において、<u>自動的に算出及び公表</u>を行っている。</p> <p>(後略)</p>	<p>第 11 条 <u>JPX 総研</u>では、<u>東証市場</u>における<u>株価</u>を用いて、<u>指数算出システム及び相場報道システム</u>において自動的に算出・公表を行っている。</p> <p>(後略)</p>

(2) J P X 総研指数に関する不服処理に係る方針書

東証指数に関する不服の申出に対して、公正かつ適切な対応を行うための方針を定めた「東証指数に係る不服処理に関する方針書」につき、「J P X 総研指数に関する不服処理に係る方針書」に名称を変更したうえで、OSE・TOCOM 指数に関しても同様に取扱いを定めるための改定を行います。

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 <u>J P X 総研指数</u>に関する<u>不服処理に係る方針書</u>（以下「本書」という。）は、株式会社<u>J P X 総研</u>（以下「<u>J P X 総研</u>」という。）が算出する株式会社東京証券取引所が開設する市場に上場する株券、REIT 又はインフラファンド等の価格に基づいて計算される株価指数（以下「<u>東証指数</u>」という。）<u>並びに株式会社大阪取引所が開設する市場における先物取引等の価格若しくは株式会社東京商品取引所が開設する市場における先物取引等の価格又はその両方に基づいて計算される指数</u>（以下「<u>OSE・TOCOM 指数</u>」<u>といい、東証指数と OSE・TOCOM 指数を総称して「J P X 総研指数</u>」という。）に関する不服の申出に対して、公正かつ適切な対応を行うための方針を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 <u>東証指数</u>に係る<u>不服処理に関する方針書</u>（以下「<u>本書</u>」という。）は、株式会社<u>JPX 総研</u>（以下「<u>JPX 総研</u>」という。）が算出する株式会社東京証券取引所が開設する市場に上場する株券、REIT 又はインフラファンド等の価格に基づいて計算される株価指数（以下「<u>東証指数</u>」という。）に関する不服の申出に対して、公正かつ適切な対応を行うための方針を定めることを目的とする。</p>
<p>(不服の定義)</p> <p>第 2 条 <u>本書</u>で定める<u>不服</u>とは、<u>J P X 総</u></p>	<p>(不服の定義)</p> <p>第 2 条 <u>JPX 総研</u>と<u>指数</u>の利用に関するラ</p>

新	旧
<p>研と指数の利用に関するライセンス契約を締結している者又はTMI（JPX総研が運営するデータフィードサービス）を通じて指数情報をJPX総研から直接取得している者（以下「指数利用者」という。）から本書の定める方式に従って寄せられたJPX総研指数に関する不服又は要望をいう。</p>	<p>イセンス契約を締結している者またはTMI（JPX総研が運営するデータフィードサービスをいう。）を通じて指数情報をJPX総研から直接取得している者（以下「指数利用者」という。）から本書の定める方式に従って寄せられた東証指数に関する不服または要望と定義する。</p>

(3) JPX総研指数の停止及び移行に係る方針書

東証指数の算出及び公表を停止する際に公正かつ適切な対応を行うための方針を定めた「東証指数の停止及び移行に関する方針書」につき、「JPX総研指数の停止及び移行に係る方針書」に名称を変更したうえで、OSE・TOCOM指数に対しても同様に取扱いを定めるための改定を行います。

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>JPX総研指数の停止及び移行に係る方針書</u>（以下「本書」という。）は、株式会社JPX総研（以下「JPX総研」という。）が算出する株式会社東京証券取引所が開設する市場に上場する株券、REIT又はインフラファンド等の価格に基づいて計算される株価指数（以下「東証指数」という。）並びに株式会社大阪取引所が開設する市場における先物取引等の価格若しくは株式会社東京商品取引所が開設する市場における先物取引等の価格又はその両方に基づいて計算される指数（以下「OSE・TOCOM指数」といい、東証指数及びOSE・TOCOM指数を総称して「JPX総研指数」という。）について、算出及び公表を停止する際に公正かつ適切な対応を行うための方針を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>東証指数の停止及び移行に関する方針書</u>（以下「本書」という。）は、株式会社JPX総研（以下「JPX総研」という。）が算出する株式会社東京証券取引所が開設する市場に上場する株券、REIT又はインフラファンド等の価格に基づいて計算される株価指数（以下「東証指数」という。）について、算出・公表を停止する際に公正かつ適切な対応を行うための方針を定めることを目的とする。</p>
<p>(一時的な公表停止)</p> <p>第2条 <u>JPX総研は、JPX総研指数の</u></p>	<p>(一時的な公表停止)</p> <p>第2条 <u>JPX総研は、東証指数の算出にお</u></p>

新	旧
算出において、数値の誤謬、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その公表を停止することができる。(後略)	いて、数値の誤謬、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その公表を停止することができる。(後略)
<p>(恒久的な公表停止の検討)</p> <p>第3条 <u>J P X</u>総研は、次に掲げるいずれかの場合、恒久的な公表停止を検討する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市場における構造的な変更により、指数が算出当初の目的を果たさなくなったと認められ、かつ算出方法の変更による解決が期待されない場合</p>	<p>(恒久的な公表停止の検討)</p> <p>第3条 <u>J P X</u>総研は、次に掲げるいずれかの<u>状況が認められた</u>場合、恒久的な公表停止を検討する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>株式市場</u>における構造的な変更により、指数が算出当初の目的を果たさなくなったと認められ、かつ算出方法の変更による解決が期待されない場合</p>

(4) 指数コンサルテーション実施要領

指数コンサルテーションに関して必要な事項を定めた「指数コンサルテーション実施要領」について、OSE・TOCOM 指数に関しても東証指数と同様に取扱いを定めるための改定を行います。

新	旧
<p>1. 目的</p> <p><u>指数コンサルテーション実施要領</u>は、「<u>J P X</u>総研指数算出に係る方針書」第<u>9</u>条の規定に基づき、指数コンサルテーションに関して必要な事項を定めるものです。</p>	<p>1. 目的</p> <p><u>本実施要領</u>は、「<u>東証指数算出に係る方針書</u>」第<u>9</u>条の規定に基づき、指数コンサルテーションに関して必要な事項を定めるものです。</p>
<p>2. 対象</p> <p><u>「J P X</u>総研指数算出に係る方針書」第<u>9</u>条及び「<u>J P X</u>総研指数の停止及び移行に係る方針書」第<u>4</u>条に定める事項を対象とします。</p>	<p>2. 対象</p> <p><u>東証指数算出に係る方針書</u>第<u>9</u>条及び<u>東証指数の停止及び移行に関する方針書</u>第<u>4</u>条に定める事項を対象とします。</p>

(5) OSE・TOCOM 指数データ訂正ポリシー

OSE・TOCOM 指数について、算出要領に記載したルールに基づかず指数を算出及び配信し、これを訂正する場合の取扱いを定めることを目的として、「OSE・TOCOM 指数データ訂正ポリシー」を新設します。

3. 今後の日程及び手続

日 程	手続内容
2024年1月23日（火）～ 2024年2月22日（木）	・指数コンサルティングによる意見の募集を、株式会社日本取引所グループのウェブサイト（以下「JPX ウェブサイト」という。）から行います。提出の際には、（1）氏名、（2）職業、（3）提出者の属性及び法人・団体等の名称、（4）連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）、（5）案件に対する意見を明記してください。
2024年3月（予定）	・当社は、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行います。最終的な施策については、JPX ウェブサイトにおいて公表します。

4. 実施時期（予定）

2024年3月から適用します。

以 上